

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解										内閣府記載欄	
						回数	担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
地域21	環境観光モビリティ都市づくり推進特区	電動四輪車等の新たな車両区分の設定	249	<p>本総合特区区域内において、多様な電動四輪車(エコモビリティ)を導入し公道走行を行うため、道路運送車両の保安基準第55条の弾力的な適用により、日常的にエコモビリティ(対象車種:日産 ニューモビリティコンセプト)の走行を可能としたい。</p> <p>また既に、国と地方の協議(あわじ環境未来島特区, 規制061)においては、「電動四輪車等の新たな車両区分の設定」について協議(対象車種:日産 ニューモビリティコンセプト)がなされ、「安全面及び環境面において支障がないことを条件に、道路運送車両の保安基準の緩和等の措置が可能」とされている。その「条件」の具体的な内容をお示しいただきたい。</p>	<p>現状では、エコモビリティの公道走行について明確な基準が無く、公道走行は不可能である。このため、先行事例(あわじ環境未来島特区)において示された条件を明示したくとも、本特区への拡充を図る。これにより、多様なモビリティを活用して観光手段の低炭素化を推進するとともに、他の地域には見られないモビリティ体験を提供することにより、域内の集客力向上が期待される。</p>	1回目	国土交通省自動車局技術政策課、環境政策課	道路運送車両の保安基準第55条又は第56条(昭和26年7月28日運輸省令第67号)	C			<p>自治体が提案する「電動四輪車等の新たな車両区分の設定」については、その車両の便れ方などの交通社会における位置づけがまだ明確になっておらず、検討には一定の時間を要する。</p> <p>一方、このような車両の公道走行については、安全性確保を前提に、道路運送車両の保安基準の緩和措置が可能である。</p> <p>実務者レベルの場においても、自治体からは公道を走行することについて要望があり、当該車両の公道走行が可能となるよう措置することで、自治体の希望する事業が実施できると考える。</p>	a	平成24年度以降、複数の利用ケースを想定した公道走行実証を実施する予定であり、国土交通省のご支援をお願いしたい。また、その成果も活用いただきながら、ミニカーと軽自動車中間の車両規格の新設検討を進めていただきたい。		<p>自治体の要望は実現可能となったため協議終了。自治体側は、実証実験の実施に向けて必要な取組を進めるとともに、省庁側は、電動四輪車等の新たな車両区分の設定に向け、引き続き検討を進められたい。</p>	
						2回目											
地域21	環境観光モビリティ都市づくり推進特区	カーシェアリングを円滑に定めるため、自動車の保管場所に関する規制の緩和	1642	<p>本総合特区では、電気自動車を積極的に利用するため、従業員及び従業員の家族を対象としたカーシェアリング、観光客を対象にしたレンタルを計画しているところであるが、自動車の保管場所について、現行法(施行令第1条第1項)では、「当該自動車の使用の本拠の位置との間の距離が、2kmを越えないものであること」とされている。</p> <p>従業員や観光客のニーズに応じた保管場所を確保することにより、電気自動車の利用拡大が見込まれ、日常生活における域内交通手段の低炭素化、観光手段の低炭素化が期待される。</p>	<p>従業員や観光客のニーズに応じた保管場所を確保することにより、電気自動車の利用拡大が見込まれ、日常生活における域内交通手段の低炭素化、観光手段の低炭素化が期待される。</p>	1回目	警察庁交通規制課	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条(昭和37年8月20日政令第329号)	D			<p>実務者レベル打合せにおいて、「会社所有の自動車の場合、自動車の所有者と使用者は同一である。」との御認識からなされた提案であると判断されましたが、当日御説明したとおり、御提案の「社宅や会社所有のレジャー施設」が自動車を運行の用に供する地点として使用し、かつ自動車の使用の管理をするという実態を備えている場所であれば、同場所を「使用の本拠」とすることができると、現行法令で対応可能であると考えます。</p>	a	(コメント無)		<p>自治体の要望については、現行法令の下において規制がなされていないことが判明したため、指定自治体了解、協議終了とする。</p>	
						2回目											